

第2章 基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく生きるために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとり人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って初めて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人々の共存の考え方でもあります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を人権施策基本方針における施策の基本理念として制定し位置づけてきました。

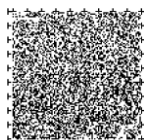
本市の人権施策の継続性の観点から、当方針においてもこの理念を継承します。

2 人権施策の目標

基本理念の実現に向けた人権施策の目標については、その継続性、分野別計画との整合性の観点から、当方針においても継承し、本市の最上位計画である「第3次岩出市長期総合計画」や既存の計画と調整を図りながら、目標の達成に向け取り組みます。

【人権施策の目標】

- (1) 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- (2) 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- (4) 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

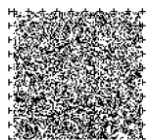


3 人権施策基本方針の位置づけ

当方針は、第3次岩出市長期総合計画に定める「人権が尊重されるまち」の方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、人権施策の基本的な方向を示すものです。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また、今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、当方針の趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、当方針は市民や企業、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。



4 施策の体系図

